



Title	民事判例研究
Author(s)	橋本, 伸
Citation	北大法学論集, 67(2), 111-131
Issue Date	2016-07-26
Doc URL	http://hdl.handle.net/2115/62562
Type	bulletin (article)
File Information	lawreview_vol67no2_03.pdf



[Instructions for use](#)

民事判例研究

橋本 伸

委託者指図型投資信託の受益権の共同相続において、共同相続人の一人が相続開始後に発生した元本償還金および収益分配金を原資とする預り金の自己の相続分に相当する金員の支払を請求できないとされた事例

最高裁平成二六年一月二日第二小法廷判決

民法四二七条、八九八条、八九九条、投資信託及び投資法人に関する法律六条三項

平成二四年(受)第二六七五号 相続預り金請求事件

判時二二五二一五号三五頁、金法二〇一四号一〇四頁

《事実》

Aは、平成八年一〇月に死亡した。Aの法定相続人は、その子どもであるX、B、Cの三名であり、その法定相続分は各三分の一である。Aは、その死亡時に、販売会社であるD証券会社（その後、D証券会社はYに吸収合併される）から購入した複数の投資信託（以下「本件投資信託」という）に係る受益権（以下「本件受益権」という）を有していた。Aの相続開始後である平成八年一月から平成一〇年九月までの間に発生した本件投資信託の収益分配金および平成一六年に発生した本件投資信託の元本償還金は、D証券又はYの亡A名義の口座に預り金として入金された（総額二三四九万五〇九円。なお以下この預り金を「本件預り金」といい、その返還を求める債権を「本件預り金債権」という）。Xは、本件投資信託あるいはこれが転化した上記預り金債権がいずれも可分債権であるから法定相続分に相当する三分の一を当然に分割取得したとして、Yに対して、本件預り金の三分の一にあたる金員（七八三万一千八三六円）およびこれに対する平成二二年一月二二日（訴状送達の日）翌日）から支払済みまで民法所定年五分の割合による遅延損害金の支払を求めた。

第一審（徳島地判平成二三年一月二二日金法二〇一四号一

一〇頁）は、相続財産の性質については「相続開始時」を基準に判断すべきであり、本件受益権が、単純な金銭債権ではないから、各相続人がこの受益権を準共有すると述べた上で、現時点で預り金債権という「金銭債権に転化したからといって相続開始時に遡って金銭債権となるわけではないから、この預り金債権は、相続開始によって当然に分割される可分債権ではない。」と判示して、Xの請求を棄却した。

原審（高松高判平成二四年九月一日日金法二〇一四号一〇七頁）も、第一審と同様に、「相続によって当然に分割される可分債権か否かについては、相続開始時において判断すべきとするのが相当である」と述べた上で、「Aの相続開始時において、本件投資信託は可分債権ではなく、遺産分割の対象たるAの相続財産を構成していたということができるところ、その後、本件投資信託が満期償還によって転化した預かり金債権についても、本件投資信託に代わるいわゆる代償財産として、当該遺産分割の対象となるものと解するのが相当である。」と判示して、Xの控訴を棄却した。

これに対しXは、本件受益権がAの相続開始後に金銭債権である本件預り金債権になった以上、本件預り金債権は当然に相続分に応じて分割されるとして、上告した。

《判旨》

上告棄却。

「本件投信受益権は、委託者指図型投資信託（投資信託及び投資法人に関する法律二条一項）に係る信託契約に基づく受益権であるところ、共同相続された委託者指図型投資信託の受益権は、相続開始と同時に当然に相続分に応じて分割されることではないものというべきである（最高裁判成二三年（受）第二二五〇号同二六年二月二五日第三小法廷判決・民集六八巻二号一七三頁参照）。そして、元本償還金又は収益分配金の交付を受ける権利は上記受益権の内容を構成するものであるから、共同相続された上記受益権につき、相続開始後に元本償還金又は収益分配金が発生し、それが預り金として上記受益権の販売会社における被相続人名義の口座に入金された場合にも、上記預り金の返還を求める債権は当然に相続分に依りて分割されることではなく、共同相続人の一人は、上記販売会社に対し、自己の相続分に相当する金員の支払を請求することができないというべきである。

これを本件についてみると、共同相続された本件投信受益権につき、亡Aの相続開始後に元本償還金および収益分配金が発生して預り金として本件投信受益権の販売会社であるB証券又

はYにおける亡A名義の口座に入金されたものであるところ、共同相続人の一人であるXは、Yに対し、当然には自己の相続分に相当する金員の支払を請求することができない。」

《評釈》

一 はじめに——本判決の意義および問題の所在

（1）本判決の意義

本判決は、委託者指図型投資信託の受益権（以下、「投信受益権」という）につき、相続開始後に元本償還金又は収益分配金が発生し、預り金として上記受益権の販売会社における被相続人名義の口座に入金された場合に、共同相続人の一人が自己の相続分に相当する金員の支払を請求することができないと判断することにより、預り金債権が共同相続人に相続分に依りて当然分割帰属しないとの立場を示した点に意義がある。

投信受益権の共同相続における帰趨が問題となった最高裁判決は、本件を含め二件ある。すなわち、最高裁として初めてこの問題について判断を下したのは、最判平成二六年二月二五日民集六八巻二号一七三頁（以下、「二月判決」という）であり、本判決は、これに次ぐ、二件目の最高裁判決である（ただし、前者は投信受益権それ自体の帰趨を扱い、後者はそこから派生

する支分権を扱った点で異なる)。もつとも、本判決は、結論を導く際の具体的な理由ないし論理を示しておらず、検討の余地を残している。

(2) 問題の所在

ところで、民法は、相続人が複数である場合、相続開始から遺産分割までの間、相続財産がその「共有」に属すると規定しており(民法八九八条)、そして従来、同条の「共有」の法的性質をめぐる議論が展開されてきた。すなわち、学説では共有説と合有説が対立しており(両説の整理としては、さしあたり松倉耕作「共同相続財産の『共有論』と債務責任」加藤一郎・米倉明編『民法の争点I』(有斐閣、一九八五)二四〇頁以下を参照)、かつては合有説が支配的であったものの、戦後の民法改正による九〇九条ただし書の導入や制度的インフラの問題(この点、藤原正則「ドイツにおける相続預金の法制度および実務」金法二〇三五号(二〇一六)四六頁以下は、ドイツ法では相続債権者を保護するために合有説がとられていると指摘する一方で、それにより生じる不都合な点(例えば、相続人の生活費のための預金の払戻し)を回避するための制度的インフラ(例えば、相続権とその範囲に関する公的文書である相続証書の発行)が用意されており、また予防法学(例えば、配偶者間で利用される連帯

債権口座)も発達していると述べる。なお、わが国の制度的インフラの問題一般については、水野紀子「日本相続法の特徴について」同編著『信託の理論と現代的展開』(商事法務、二〇一四)一九五頁、特に二〇〇頁以下も参照)もあつてか、その後は共有説が多数説化しており、判例も大審院および最高裁を通じて一貫して、共有説を採用してきたことは周知の通りである(例えば、最判昭和三〇年五月三一日民集九卷六号七九三頁(相続財産である不動産を共同相続人間で分割する方法について争われた事案)は、「遺産の共有及び分割に關しては、共有に關する民法二五六条以下の規定が第一次的に適用」されると判示した)。従つて、判例の立場によれば、遺産共有における法律関係は、民法二四九条以下の規定に従つて処理されることになる(ただし、遺産分割手続を除く(民法九〇六条、家事事件手続法一九一条))。

もつとも、共有説を採用した結果として、相続法は多くの問題を抱えることになった。その一つが、本件事案とも関連する《可分債権の共同相続》の問題である。というのも、「債権の共同帰属」については、債権総則中の「多数当事者の債権関係」に關する規定(民法四二七条以下)が適用されるため、当該債権が相続開始と同時に相続分——それが法定相続分であるのか具体的相続分であるかについては争いがあるが——に従い分割

され（民法四二七条）、各共同相続人に当然に帰属すると解されるからである（後述する⑩判決（最判昭和二九年四月八日））。

しかし、こうした取扱いは遺産分割手続を空洞化し、何ゆえ遺産分割手続なしに遺産を分割することが認められるのかという問題を提起し、学説ではこうした判例の立場に対する批判的見解が（合有説を支持するか否かは措くにしても）有力となっている。

ところで、従来この可分債権の共同相続の問題は、金銭債権、とりわけ預金債権を中心に展開されてきたが、近年、本件でも問題となった投資信託——投資信託とは、「投資者の資金を主として有価証券等に対する投資として集合して運用し、その成果を投資者に分配する制度」（投資信託及び投資法人に関する法律（以下、「投信法」という）一条）であり、集团的投資スキームの一種である——が議論の俎上に載せられ始めている。というのも、投資信託は、金銭的価値を有する点で預金債権と類似する側面を有する一方、預金債権とは異なり、解約時期が遅れると金銭価値が大きく下落し、それにより投資信託の販売店である銀行等が損害賠償責任を負わされる可能性があり、その意味で、預金債権以上に注意深く扱われなければならない側面を有しているからである（堂園昇平「判批」金法一九二九号（二〇一

一）六七頁以下参照。また実務上の問題点については、堂園昇平ほか「座談会 相続時における投資信託の取扱い」銀法六八七号三頁以下、六八八号三二頁以下（二〇〇八）も参照）。

以上の点を念頭に置いた上で、以下では、投信受益権の共同相続（二）およびより一般的な可分債権の共同相続（三）に関する従前の判例・裁判例および学説を概観した上で、本件預り金債権の帰趨について検討し（四）、最後に本判決の射程について検討する（五）。

二 投信受益権の共同相続に関する裁判例・判例および学説

（一）裁判例

まず投資信託の共同相続の帰趨をめぐる従来（二月判決以前）の下級審裁判例に一瞥を与えると、本件のような預り金債権に関するものはみられず（ただし、その前提となっている収益分配金請求権に関する裁判例は一件（後述⑥判決）ある）、主たる紛争は、販売会社に対する投信受益権の解約実行請求権ないし解約金支払請求権に関するものであった（六件）（なお、従来の下級審裁判例を詳細に分析したものとしては、中田裕康「投資信託の共同相続」『民事判例VI』（日本評論社、二〇一三）六頁以下がある）。

より具体的に従来裁判例をみると、（i）単独行使を肯定

するもの(①大阪地判平成一八年七月二一日金法一七九二号五八頁〔M M FおよびM R Fの共同相続人の一人が販売会社「証券会社」に対して自己の相続分「四分の一」に相当する換価代金の支払を請求した事案。ただし、振替制度移行前のもの〕と(ii)否定するもの(②熊本地判平成二二年七月二八日金法一九〇三号九七頁〔M R Fおよび外国投資信託の一部の共同相続人「二一名」が販売会社「証券会社」に対して彼らの相続分「四分の三」の金員支払を求めた事案〕、③福岡高判平成二二年二月一七日金法一九〇三号八九頁〔②判決の控訴審判決〕、④大阪地判平成二三年一月一七日〔未公刊〕、⑤福岡地判平成二三年六月一〇日金法一九三四号一二〇頁〔M R Fおよび国債の一部の共同相続人「二名」が販売会社「証券会社」に対して彼らの相続分「各三分の一」の金員支払、および被相続人の預託金返還請求権の相続分に応じた支払を求めた事案〕、⑥大阪地判平成二三年八月二六日金法一九三四号一一四頁〔公社債投資信託の一部の共同相続人「二名」が販売会社「証券会社」に対して彼らの相続分「各六分の一」の換価代金の支払を求めた事案〕に分かれている。

まず(i) (肯定する判決) からみると、①判決は、受益証券の準共有を前提とした上で、解約実行請求権等の分割帰属を肯定するものであり、その根拠として(ア) (販売会社と受益者との間の) 取引約款に、混蔵保管する当該銘柄の受益証券に

対して共有権ないし準共有権を有する受益者は、有価証券の預かり又は返還について、他の受益者と協議を要しないことを受益者が同意したものと取り扱ふと定められていること(なお、この点は、振替制度移行前の受益証券が発行され、それが販売会社等で保護預りされていた当時の状況を前提としている点に留意)、(イ) 投資信託約款に、受益権の返還請求は信託契約の一部解約実行の請求とみなされると定められていること、(ウ) 投資信託の買付単位は一口一円であり、一口単位で解約請求できることなどを挙げる。

これに対し、(ii) (否定する判決) の論理は、投信受益権が共同相続によつて当然に分割帰属しない(もつとも、表現方法は様ではない。例えば、③判決は、明確に「性質上明らかに不可分債権」であるとし、⑤判決は、「性質上、可分債権である」とみることではない)とする。さらに、②判決はそもそも性質について言及しない(これらの点の相連については、平林美紀「判批(③判決)」リマークス四五号(二〇二二)五八頁以下が詳しい)とした上で、共同相続人が準共有すると解する(なお、④判決は詳細不明)。その根拠としては、(ア) 受益権には、単に解約請求権等にとどまらず、議決権・分配請求権を含むこと(②③判決)、(イ) 各投資信託に係る約款上の規定等が存在すること(⑤判決)、(ウ) 投資信託法六条

七項が準用する信託法一九三条本文が準共有を前提とすること
 (⑥判決) が挙げられている。

もつとも、信託受益権を準共有すると解したとしても、その
 先の問題——すなわち、解約実行請求権等の行使を共有物の管
 理行為(持分価格の過半数〔民法二五二条)と捉えるか、変
 更行為(全員の同意必要〔民法二五一条)と捉えるか——に
 ついては、否定する裁判例の中でも分かれている。例えば、前
 者の立場(管理行為)をとる②判決は、(ア)個人が資産を投
 資信託の形で保有するか、現金、預貯金等の形で保有するかは
 資産の運用方法の相違であるにとどまり、投資信託の解約請求
 を行うことは資産管理の一内容とみることができると、(イ)
 投資信託につき常に相続人の一部による解約を認めないとすれ
 ば、相続人の中に解約に反対する者や所在不明の者がいるよう
 な場合には、投資信託を換金する手段が奪われることになるこ
 とをその根拠に挙げる。他方で、後者の立場(変更行為)をと
 る③判決(⑥判決も傍論ながらこの立場をとる)は、(ア)投
 資信託の受益権の解約により投資信託自体が消滅することにな
 るため、解約は管理行為にとどまらない処分行為であり各共有
 者は他の共有者の同意を得なければできないこと(民法二五一
 条、二六四条)、(イ)約款上も受益権の共有者の一部からの解

約請求を認める規定が存在しないため、当事者の一方が数人あ
 る場合には解約の解除はその全員からのみすることができると
 定める民法の原則(民法五四四条)が適用されること(この点
 は、⑤判決も同旨)をその根拠に挙げる。

このように従来の裁判例は、(a) 投資受益権の可分性、(b)
 相続人の一人による解約実行請求の可否、(c) 当事者に及ぼ
 す影響の三点で評価が分かれていたといえよう(以上の点は、
 中田・前掲一四頁以下に負う)。

なお、収益分配金請求権に関する判決(⑥判決。厳密には被相
 続人が販売会社に対して有した預託金返還請求権の帰趨が争われた事案
 であるが、その預託金の中に投資受益権に係る分配金が入金されたため、
 その帰趨も問題となった)は、後述する⑫判決(最判平成一七年
 月九月八日)を参照して、「上記分配金は、本件受益権から生
 ずる法定果実に当たり、上記分配金の支払請求権は金銭債権で
 あつて可分債権であるから、本件共同相続人らは上記分配金の
 支払請求権を法定相続分に依じて分割単独債権として確定的に
 取得したものと解される」と判示し、当然分割帰属性を肯定した。

(2) 二月判決

このような下級審裁判例に対して、二月判決は異なる観点か

らアプローチを行った点で注目されている。二月判決は、MR F、国債、株式等の共同相続人らが、遺産分割審判によりそれらを共有取得（各四分の一）する旨の審判を得たのち、相続人の一人が他の共同相続人に対して共有物分割を求めたという事案である（つまり、下級審で問題となっていた解約実行請求権等は問題になっていない）。原審は、「本件国債等に基づく解約請求権等の受益権は、いずれもその性質上、可分債権に該当し」として、投信受益権の当然分割帰属性を肯定し（ただし、根拠は不明）、共有物分割の必要性を否定した。これに対し、最高裁は、共同相続した投信受益権の単独行使の問題としてではなく、投信受益権の当然分割帰属性を直接に論じた。すなわち、本件投信受益権は「委託者指図型投資信託（投資信託及び投資法人に関する法律二条一項）に係る信託契約に基づく受益権であるところ、この投信受益権は、口数を単位とするものであって、その内容として、法令上、償還金請求権及び収益分配金請求権（同法六条三項）という金銭支払請求権のほか、信託財産に関する帳簿書類の閲覧又は謄写の請求権（同法一五條二項）等の委託者に対する監督的機能を有する権利が規定されており、可分給付を目的とする権利でないものが含まれている。このような上記投信受益権に含まれる権利の内容及び性質に照

らせば、共同相続された上記投信受益権は、相続開始と同時に当然に相続分に応じて分割されることはないものというべきである」。要するに、最高裁は、下級審裁判例とは異なり、投信受益権一般の分割帰属性の問題として捉えた上で、共同相続人への当然分割帰属性を否定した。その際に、権利の性質・内容が重視された。

（3）学説

学説は、投信受益権が当然分割帰属性するかについて見解が分かれている。その際の主たる考慮要素は、下級審裁判例と同様に、（a）投信受益権の可分性、（b）相続人の一人による解約実行請求の可否、（c）当事者に及ぼす影響という三点である（学説については、山下純司「共同相続における財産権帰属性の判例法理」金法二〇〇九号（二〇一五）五〇頁以下〔①〕も参照）。

当然分割帰属性説は、（a）について、一口一円タイプの投資信託は金銭債権としての側面が強いこと、顧客の認識（投資信託の顧客にとっては販売会社である銀行との間でしか関係を持たないため、顧客は預金と同様の取扱いを想定していること）、口数による分割が不可能ではないこと、また（b）について、解約実行請求権は解約金支払請求権の手段的権利であること、

さらに(c)について、共同相続人全員の同意を得てしなければならぬとすると、投資信託の換価が事実上凍結されることなどを指摘する(堂園ほか・前掲(下)二三頁以下〔森本哲郎および奥国範登言〕、奥国範「判批」(3)判決」銀法七三三号(二〇一〇)四頁、松本光一郎「判批」(3)判決」金法一九二二号(二〇一〇)六〇頁など)。この見解によれば、投信受益権の元本・配当等の金銭の給付に関わる部分以外の権利は、金銭給付を受けるための権利を保全・補強するための権利に過ぎないから、当然分割帰属性の判断において考慮されないことになる。

当然分割否定説は、(a)について、投信受益権には金銭的給付を目的としない権利(監督的機能を有する権利、解約権、議決権など)が含まれていることから、単純に金銭債権には還元できないこと、また(b)について、解約実行請求権は処分行為にあたるから共同相続人全員の同意が必要であること、さらに(c)について、単独行使を認めると自らの意思に反して解約を強いられる相続人が出てくることや販売会社に解約時期の遅れによる損害賠償責任のリスクが生じることなどを指摘する(渡辺隆生「判批」(3)判決」金法一九〇七号(二〇一〇)四頁、潮見佳男「判批」(二月判決)「金法二〇〇一〇号(二〇一〇)七頁、奈良輝久「判批」(二月判決)「法支一七五号(二〇一四)一〇二頁)。なお、

当然分割否定説を原則としつつも、ある投資信託の商品設計において換価時期選択の自由の保障や普通預金類の機能が重視されている場合には、「そのような商品設計をしつつ、設計思想に反する帰結しかとり得ないのは、妥当ではない」こと、および「預金類の機能を持つ投資信託においては、投資信託委託業者・販売業者の負担は、預金債権が当然分割帰属とされる銀行等の金融機関の負担と大きく異なるものでもない」ことを根拠に、当然分割帰属を認められるべきと説く見解(中田・前掲一八一九頁)、さらに具体的な銘柄柄によつて結論が異なるとする見解もある(村田渉「判批」金法一八三九号(二〇〇八)二八頁)。

ところで、本判決は、上記の二月判決を前提とした上で、預り金債権の当然分割帰属性を否定したものである。もつとも、このような本判決の帰結は、従来の可分債権の共同相続に関する判例法理との間で緊張関係を孕むものとなっている。その点を確認するために、以下では従来の可分債権の共同相続に関する判例・学説に一瞥を与えることにしよう。

三 可分債権の共同相続に関する判例・学説

(1) 従来の判例

可分債権の共同相続に関してみると、判例は、大審院および

最高裁を通じて一貫して、当然分割帰属説を採用する。より具体的には次の通りである。まず (i) 共同相続人の一人が債務者に対し自己の相続分に応じて履行の請求をすることができる (対債務者関係) について、⑦大判大正九年一月二二日民録二六輯二〇六二頁 (生命保険金請求権の共同相続の事案) および⑧最判昭和二年四月八日民集八巻四号八一頁 (不法行為に基づく損害賠償請求権の共同相続の事案) は、共同相続において金銭債権が法律上当然分割され、各共同相続人がその相続分に応じて権利を承継するとの立場を示した。その際に、⑦判決は、民法四二七条の法意を根拠として挙げる。

次に (ii) 当該債権が遺産分割の対象となるか (共同相続人相互の関係) についても、⑨最判平成一六年四月二〇日判時一八五九号六一頁 (共同相続人の一人であるYが相続財産中の郵便貯金を解約して払い戻しを受けた後、他の共同相続人XがYに対して自己の相続分に相当する金員につき、Yに対して不当利得の返還を求めた事案) は、⑧判決を前提とした上で、「共同相続人の一人が、相続財産中の可分債権につき、法律上の権限なく自己の債権となった分以外の債権を行使した場合には、当該権利行使は、当該債権を取得した他の共同相続人の財産に対する侵害となるから、その侵害を受けた共同相続人は、その侵害をした共同相続

人に対して不法行為に基づく損害賠償又は不当利得の返還を求めることができるものというべきである」と判示し、遺産分割対象性を否定した (もつとも、松尾知子「判批 (⑨判決)」民商一三二巻一号 (二〇〇五) 六八頁は、なお遺産分割の対象の余地があるとする)。

さらに、判例はこのような可分債権に関する考え方を (iii) 遺産の代償財産や (iv) 相続開始後に相続財産から生じる法定果実にも適用している。すなわち、(iii) 代償財産 (売却による代金債権) に関する⑩最判昭和五二年九月一九日判時八六八号二九頁 (共同相続人の一人Yは、他の共同相続人全員の合意を得た上で、遺産中の不動産を第三者に売却し、売買代金を受領し、その後他の共同相続人XはYに対して自己の相続分 (二分の一) に相当する金員の支払を求めた事案) は、共同相続人全員によって遺産に属する個別財産が処分された場合に、処分された財産が「遺産分割の対象たる相続財産から逸出する」として、代償財産についても、各相続人が「相続財産」としてではなく、「固有の権利」として当然に取得すると判示した (もつとも、⑪最判昭和五四年二月二二日判時九二三号七頁 (共同相続人XらおよびYは、その全員の合意によって、遺産中の不動産を第三者に売却し、Yが代理して売買代金を受領した後に、XらはYに対して、自己の相続分に相当する金員

の支払を求めた事案」は、共同相続人が代償財産を遺産分割の対象に含める合意をするなど「特段の事情」がある場合には、代償財産を遺産分割の対象にすることも可能としている。また（iv）（厳密には相続財産ではないが）相続開始後に相続財産から生じる法定果実（不動産の賃料債権）に関する⑫最判平成一七年九月八日民集五九卷七号一九三一頁は、「遺産は、相続人が数人あるときは、相続開始から遺産分割までの間、共同相続人の共有に属するものであるから、この間に遺産である賃貸不動産を使用管理した結果生ずる金銭債権たる賃料債権は、遺産とは別個の財産といふべきであつて、各共同相続人がその相続分に応じて分割単独債権として確定的に取得するものと解するのが相当である。」と判示した。これらの判例は、可分債権に関する判例法理の強固さを示すものといえよう。

以上の考察からは、判例は、相続財産中に金銭債権その他の可分債権がある場合には、対外的（対債務者関係）のみならず、対内的（共同相続人相互の関係）にも、その債権が相続開始と同時に当然に相続分に應じて分割され、各相続人に帰属するとの立場をとっており、このような考え方を相続財産の代償財産や相続開始後の相続財産から生じる法定果実にも適用している、と理解することができるであろう。

このような判例の立場は、起草者意思とも一致するが（梅謙次郎『民法要義卷之五相続篇』〔復刻版（有斐閣、一九八四）一三三頁〕〔債権債務ヲ共有スル場合ニ於テハ法理上常ニ債権者又ハ債務者ノ頭数ニ均シキ債権債務成立スヘキモノトス〕と述べる）、判例は民法四二七条の法意（⑦判決）を除き、当然分割説の実質的な論拠をこれまで示してこなかった（伊藤昌司『判批（⑨判決）』判評五五五号三〇頁（判時一八八五号二〇〇頁）（二〇〇五）参照）。

（2）学説

次に学説についてみると、従来、遺産共有の法的性質論（共有か、合有か）から演繹的に可分債権の帰趨を検討するという手法が一般的であったが、近時は、具体的妥当性を重視する手法がとられている（例えば、鈴木祿弥『相続法講義（改訂版）』（創文社、一九九六）二二二頁は、実益論的な観点から個別的な事案ごとに検討すべきと説く）。

以下では、判例と同様に（i）対債務者関係と（ii）共同相続人相互の關係に分けて学説を概観することにしよう（学説の詳細については、谷口知平・久貴忠彦編『新版注釈民法（二七）相続（二）〔補訂版〕』（有斐閣、二〇二三）四頁以下（右近健男執筆）、中田・前掲を参照）。

まず (i) (対債務者関係) についてみると、判例の立場を (消極的に) 支持する見解もみられる (当然分割帰属説)。この見解は、その根拠として、(ア) 民法四二七条の法意のほかに、(イ) 各相続人が遺産分割前に相続分に応じた権利行使を認める必要性がある点 (例えば、各相続人の当面の資金需要、債務者の無資力リスクの回避など) や (ウ) 各相続人が単独で全額請求することができる点とすると、他の共同相続人の権利を侵害する点を挙げる。これに対し、反対説 (当然分割否定説) は、その根拠として、(ア) 具体的相続分が法定相続分よりも多い相続人の権利保護の要請 (法定相続分による当然分割を認めると、ある相続人がその具体的相続分を超える法定相続分の弁済を受けた場合、超過部分をそのまま取得するのは不公平だし、他の相続人に返還すべきものとしても弁済を受けた相続人が無資力であると他の相続人が害されることになる)、(イ) 債務者保護の要請 (分割請求を受ける債務者の事務負担、相続分を超えて弁済した場合の民法四七八条による保護の不足性)、(ウ) 遺産分割手続を定める民法九〇六条の制度趣旨 (遺産全体を公平かつ妥当に再配分すること) を挙げる。もつとも、その際の際の法律構成は分かれる (具体的には、含有説、準共有説などがある)。

他方で、(ii) (共同相続人相互の関係) についてみると、(i)

で当然分割帰属説をとると、遺産分割の対象性を否定するのが論理的帰結であるが、明確にこの見解を支持するものはみられない。むしろ、(i) で当然分割帰属説をとりながらも、遺産分割に関する民法九〇六条の制度趣旨を重視して、遺産分割の対象性については肯定する見解が多い。もつとも、後者の立場 (当然分割帰属+遺産分割対象性肯定) の法律構成は二様ではない (例えば、対外関係と対内関係で区別する見解、相続人の合意、あるいは法の規定によって改めて遺産分割対象性が肯定されるとする見解などがある)。

このように学説は、遺産分割の制度趣旨を維持しようと試みてきたがこのような学説の努力は、「現実にはほとんど無力」であり (伊藤昌司「相続法」(有斐閣、二〇〇二) 二五四頁)、判例に揺らぎはないと評されてきた (道垣内弘人「遺産分割の対象」内田貴・大村敦志編『民法の争点』(有斐閣、二〇〇七) 三五六頁)。ところが、近時、そのような判例の中に揺らぎが生じている。そこで次にこの点を確認することとする。

(3) 近時の判例の新動向

本判決以前の近時の判例の中には、金銭債権ないし類似するものの共同相続の事案において、一定の場合に当然分割帰属を

否定し、団体法的・合有的な処理を行っているものやそのような方向性を示唆するものが散見される。

このような方向性を示す判例としては、まず第一に、金銭（現金）の共同相続に関する⑬最判平成四年四月一〇日判時一四二一号七七頁（共同相続人の一人Yが相続財産である現金を「相続財産管理人Y」名義で預金として保管したのち、他の共同相続人Xらが各人の相続分に相当する金員の支払を求めた事案）が挙げられる。⑬判決は、「相続人は、遺産の分割までの間は、相続開始時に存した金銭を相続財産として保管している他の相続人に対して、自己の相続分に相当する金銭の支払を求めることはできないと解するのが相当である。」と判示し、当然分割帰属が金銭（現金）に妥当しないことを明確にした。⑬判決は、多数の学説から支持を受けており、可分債権の共同相続に関する従来の取扱いを再考する契機となる判決と位置づけられた（例えば、西尾信一「判批（⑬判決）」判タ七九七号（一九九二）三三頁など。もともと、先述の⑨判決（平成一六年最判）の登場により、そのような理解は否定されたかのように見られた）。

第二に、——直接的には可分債権の分割帰属を否定したものであるもの——預金口座の取引経過開示請求権に関する⑭最判平成二二年一月二二日民集六三三卷一号二二八頁（共同相続

人の一人Xが被相続人Aの預金口座の取引経過開示をY信用金庫に求めたのに対し、Yは共同相続人全員の同意がないとしてこれに応じなかったため、XはYに対してA名義の預金口座に関する預金取引の開示を求めて訴えを提起した事案）が挙げられる。⑭判決は、金融機関の預金者に対する取引経過開示義務を承認した上で、「預金者が死亡した場合、その共同相続人の一人は、預金債権の一部を相続により取得するにとどまるが、これとは別に、共同相続人全員に帰属する預金契約上の地位に基づき、被相続人名義の預金口座についてその取引経過の開示を求める権利を単独で行使することができる（同法〔民法——筆者注〕二六四条、二五二条ただし書）というべきであり、他の共同相続人全員の同意がないことは上記権利行使を妨げる理由となるものではない。」と判示した。⑭判決は、被相続人による取引経過開示請求権の単独行使を認める際に、預金契約上の地位の帰属と預金債権の帰属を区別した点で注目されており、学説の中には、預金債権それ自体の当然分割帰属性を再考する契機として、⑭判決を位置付ける見解も一部ながらみられる（例えば、水野貴浩「判批（⑭判決）」判タ二二九八号（二〇〇九）八三頁は、本判決の論理が「預金債権を遺産分割の対象に取り込む際の理由づけとしても十分に援用可能なものである」と述べる。また、川地宏行「共同相続における預金債権の帰属と

払戻」法政論集二五四号(二〇一四)九三一頁以下は、より具体的に、預金契約上の地位が準共有されるとした上で、預金の解約とその後の預金払戻が預金債権を消滅させる行為になることから、共有物の変更行為に当たるとして当然分割帰属説に反対する)。

第三に、定額郵便貯金債権の共同相続に関する⑮最判平成二二年一〇月八日民集六四卷七号一七一九頁(定額郵便貯金債権「一定の据置期間を定め、分割払戻しをしない条件で一定の金額を一時に預入するもの〔旧郵便貯金法七条一項三号〕の一部の共同相続人が、他の共同相続人に対して当該貯金債権が遺産に属することの確認を求めて訴えを提起した事案)が挙げられる。⑮判決は、以下の理由を挙げて、定額郵便貯金債権の分割帰属を否定した。すなわち、(ア)多数の預金者を対象とした大量の事務処理を迅速かつ画一的に処理する必要上、預入金額を一定額に限定し、貯金の管理を容易にして、定額郵便貯金に係る事務の定型化、簡素化を図るという定額郵便貯金債権の分割払戻し禁止の制度趣旨から、「定額郵便貯金債権が相続により分割されると解すると、それに応じた利子を含めた債権額の計算が必要になる事態を生じかね」ず、上記制度趣旨に反すること、また(イ)「同債権が相続により分割されると解したとしても、同債権には上記条件が付されている以上、共同相続人は共同して全額の払戻しを求めざる

を得ず、単独でこれを行使する余地はない」ことである。つまり、⑮判決は、「法令」により定められた権利の性質(分割払い戻しの禁止)により、金銭債権の当然分割帰属を否定したものと解される。

第四に、共有物分割による全面的価格賠償による賠償金(債権)に関する⑯平成二五年一月二九日民集六七卷八号一七三六頁(不動産の共有者の一人において共同相続が開始したが遺産分割が未了の段階で、被相続人の共有持分と他の共有持分との間の共有関係の解消方法が争われた事案)が挙げられる。⑯判決は、遺産共有と通常共有が併存する場面における共有物の分割方法が通常共有物分割手続であるとした上で、「遺産共有持分を他の共有持分を有する者に取得させ、その者に遺産共有持分の価格を賠償させる方法による分割の判決がされた場合には、遺産共有持分権者に支払われる賠償金は、遺産分割によりその帰属が確定されるべきものであるから、賠償金の支払を受けた遺産共有持分権者は、これをその時点で確定的に取得するものではなく、遺産分割がされるまでの間これを保管する義務を負うというべきである。」と判示した。つまり、⑯判決は、全面的価格賠償による賠償金(債権)の保管義務を共同相続人に課すことにより、賠償金が共同相続人に当然分割せず、遺産分割の対象のま

まであるとの立場を示した。同判決も、先の近時の判例と同じ方向性を示すものとして位置づけられている（例えば、吉田邦彦「判批（⑩判決）」判評六七八号六頁（判時二二五九号一三六頁）（二〇一五）。もっとも、石田剛「判批（⑩判決）」平成二六年度重判解（ジュリ一四七九号）（二〇一五）七二頁は、遺産分割の対象性と債権の帰属が別問題であるとして、「本判決が分割債権化しないという判断を積極的に下したとまでは断定できない。」と述べる。

第五に、投信受益権、株式、国債の共同相続に関する二月判決が挙げられる。株式および国債についてみると、まず株式について、二月判決は、「株式は、株主たる資格において会社に対して有する法律上の地位を意味し、株主は、株主たる地位に基づいて、剰余金の配当を受ける権利（会社法一〇五条一項一号）、残余財産の分配を受ける権利（同項二号）などのいわゆる自益権と、株主総会における議決権（同項三号）などのいわゆる共益権とを有するのであって（最高裁昭和四二年（オ）第一四六六号同四五年七月一五日大法廷判決・民集二四卷七号八〇四頁参照）、このような株式に含まれる権利の内容及び性質に照らせば、共同相続された株式は、相続開始と同時に当然に相続分に応じて分割されることはないものというべきである（最高裁昭和四二年（オ）第八六七号同四五年一月二二日第一

小法廷判決・民集二四卷一号一頁等参照。）」とし、また国債については、「〔本件——筆者注〕個人向け国債は、法令上、一定額をもって権利の単位が定められ、一単位未満での権利行使が予定されていないものというべきであり、このような個人向け国債の内容及び性質に照らせば、共同相続された個人向け国債は、相続開始と同時に当然に相続分に応じて分割されることはないものというべきである。」と判示した。つまり、二月判決は、金銭債権一般と異なり、権利の性質および内容の特殊性を重視して、当然分割帰属を否定したと理解される。

こうした近時の判例の方向性については学説上も肯定的に評価されているが、その根拠づけをめぐっては検討の余地を残している。とりわけ、直接的に金銭債権の当然分割帰属性を否定したものの（⑮⑯および二月判決）については、どのようにその結論を根拠づけるか（⑯判決）、あるいはその判決の根拠づけは十分といえるか（⑮および二月判決）が問題となっている。

権利の性質・内容で当然分割帰属を制限した⑮判決および二月判決のみ取り上げると、まず⑮判決に対しては、同判決の挙げる当然分割帰属を否定する根拠（旧郵便貯金法七条一項三号の制度趣旨および法令による分割払い戻し禁止）が十分といえるか（青竹美佳「判批（⑮判決）」司法書士四七五号（二〇一一）六六頁）、

また（射程の問題になるが）法令ではなく「合意（契約）」により分割払い戻し制限を付した場合にも、同様に理解することができると指摘されている（青竹・前掲六六頁は、当然分割帰属が相続法の原則であるならば、契約法によりそれを修正することは基本的にできないはずであると指摘する。この点は、二月判決で顕在化した）。

また二月判決（とくに投信受益権の判旨）に対しては、その権利の性質（投信受益権は口数を単位とするものであること）および内容（当該受益権は委託者に対する監督的機能を含むため単なる金銭債権ではないこと）により根拠づける点について疑問が提起されている。すなわち、前者（権利の性質による制限）に対しては、（a）法令で定められた国債とは異なり、投信受益権の口数単位は契約で定めたものである点（山下純司「判批（二月判決）」法教四〇八号（二〇一四）六七頁②）。これに対し、潮見・前掲一〇頁は、「契約から生じる金銭債権に対して当該契約により一定の内容・属性が与えられている場合に、相続によって債権者が変動したからといって、このことを理由に、その金銭債権に対して契約により与えられた内容・属性に変化がもたらされるものではない」とし、当然分割帰属するか否かは、「債権の発生原因である契約により当該債権に与えられた内容・属性（債権者に与えられる権限を含む）に即して判断されるべきである」と述べる）や（b）本件投資信託（MFR）

は一口一円とされており、分割が必ずしも不可能というわけではない点（山下（純）・前掲②六七頁。山下（眞）・後掲四頁、伊室亜希子「判批（二月判決）」明治学院大学法律科学研究所年報三二号（二〇一五）二〇五頁、平林・前掲（二月判決）七三頁も同旨）が指摘されており、また後者（権利の内容による制限）に対しても、（c）二月判決は委託者に対する監督的機能を有する権利が含まれていることを根拠とするが、投信受益権には少数株主権に相当するものもなく、株式の議決権のような性質もなく、受益者にとつて、投信受益権は、金銭債権に非常に近い点（山下（眞）・後掲四頁。青竹美佳「判批（二月判決）」判評六八二号二二頁（判時二二七号一六七頁）（二〇一五）、山下（純）・前掲②六八頁も同旨）や（d）（14）判決を踏まえると、本件投信受益権に含まれる監督的機能を果たす権利は、口数単位により投信受益権が分割されたとしても、保存行為として単独での行使が許されるべきであること（平林・前掲（二月判決）七三頁。松尾弘「判批」法七二四号（二〇一五）一八頁も同旨）が指摘されている。

以上の点を踏まえると、近時の判例は、権利の性質（法令ないし合意による分割払い戻しの制限）および内容（金銭的権利以外の権利を含むこと）を金銭債権ないし類似するものの当然分割帰属性を否定する際の重要な考慮要素としているといえよ

う。もちろん、これらの判例に向けられている批判を踏まえると、上記の考慮要素が果たして金銭債権の当然分割帰属を制限するのに十分といえるか否かは更なる検討が必要であろう。しかし、ここではこの問題には立ち入らず、上記の立場を前提とした上で、本判決の検討に移ることにしたい。

四 預り金債権の当然分割帰属性

本判決は、預り金債権の当然分割帰属性を否定したものの、その際に、具体的な根拠を示しておらず（この点は、北大民事法研究会でも吉田邦彦教授が強調されており、示唆を得た。なお、匿名コメント・金法二〇一四号（二〇一五）一〇五頁は、「本判決のような結論を採ることは、二月判決と相まって、共同相続された投信受益権に関する問題の公平かつ具体的な解決に資する」ことを実質的根拠として挙げる）、検討の余地を残している（本判決の結論が従来の可分債権の判例法理を否定する側面を有することを踏まえると、もう少し丁寧な理由づけをしてほしかったところである）。以下では三点を中心に検討する。

（一）⑭判決との整合性

本判決は、二月判決を前提とした上で、相続開始後に発生し

た元本償還金請求権および収益分配金請求権が預り金債権に転化した場合に、当該預り金債権が当然分割帰属しないと立場を示したものである。ここでは、必ずしも明示的ではないが、元本償還金請求権および収益分配金請求権も当然分割しないという立場が前提とされていると解される。つまり、本判決は、投信受益権（法的地位）の帰属とそこから派生する具体的な金銭債権の帰属を区別することなく扱ったと理解することができ

る。もつとも、こうした理解は、預金契約上の地位の帰属（準共有）とそこから派生する金銭債権（預金債権）の帰属（当然分割帰属）を区別する⑭判決との整合性が問題となる。すなわち、⑭判決の理解によれば、投信受益権については二月判決のようにいえるとしても、そこから派生する具体的な金銭債権については当然分割帰属すると解する余地もあり得た。もつとも、この点は、預金については、「預金者としての口座の利用権限と預金債権者としての取立権限が区別され分属しうる」ことから、「預金債権が地位とは区別して把握され」る（この点は、森田宏樹「普通預金の担保化・再論」道垣内弘人ほか編「信託取引と民法法理」有斐閣、二〇〇三）三二七頁注五（二）のに対し、投信受益権については、「監督的機能が金銭支払請求権の価値を実現するために認めら

れた権限であり、金銭支払請求権及び監督権能は受益権の『基本的部分』であることからすると、相続の局面において、地位と金銭支払請求権は不可分一体で、分属を認める積極的理由は見出し難い」との反論がなされている(原恵美「判批(二月判決)」平成二六年度重判解(ジュリ一四七九号)(二〇一五)八八頁)。こうした理解が正しいとすれば、預金と投信受益権の性質上の差違から本判決の立場は⑭判決と矛盾するものではないといえよう。

(2) 元本償還金請求権・収益分配金請求権の当然分割帰属性

もつとも、本判決は、元本償還金請求権および収益分配金請求権が当然分割帰属しない積極的理由を示していない。とりわけ収益分配金請求権については投信受益権を元物とする法定果実と解する余地もあり得る(⑥判決はこのような立場をとる)ことを踏まえると、より積極的な根拠づけが求められる。

この点についてはいくつかの可能性がありうるが、まず第一に、元本償還金請求権および収益分配金請求権が投信受益権の内容を構成すると解することにより根拠づける方法が挙げられる。本判決は、二月判決に加えて、元本償還金および収益分配金の交付を受ける権利が投信受益権の内容を構成すること(投信法六条三項)に言及していることから、このように解したと

も考えられる。しかし、このような理解は、説得的とはいえない。というのも、既に指摘されているように、投信受益権が満期となり、それまでの収益分配金と元本償還金の支払請求権に転化した時点で、二月判決の障碍事由(口数単位と監督的権限の存在)は消滅するため、「元本償還金請求権が同信託受益権の『内容を構成するもの』という本判決の説明は当然分割を否定する十分な理由とは言えないからである(松尾・後掲一八八頁)。

そこで第二に、元本償還金請求権等が投信受益権の内容を構成しないとした上で、個別的にそれらを根拠づける方法が挙げられる。まず収益分配金請求権については、法定果実と解する余地があるものの、⑫判決との整合性が問題となる。すなわち、⑫判決によれば、投信受益権から生じる収益分配金請求権については、法定果実として当然分割帰属すると解する余地もある(⑥判決参照。堂園・前掲一五頁、松本・六三頁も支持)。しかし、投資信託における収益分配金は、利回りに関わりなく、元本を切り崩して、支払われる場合もあり、常に果実といえるかは不明である(匿名コメント・前掲一〇五頁は、収益分配金が、「投信受益権を構成する権利の一つであって、元本の一部払戻しとみなされる特別分配金も存在すること等」から、投信受益権を元物とする果実にあたらなとする。それゆえに法定果実ではなく、代償財産とみるのであれば、

次の問題に帰着する)。また元本償還金請求権については、投信受益権の代償財産と解すれば、物上代位法理により、投信受益権の性質を代償財産に引き継がせることが理論的に可能となり、当然分割帰属しないと結論を導きやすい(水野・後掲一〇一頁以下)。もつとも、この点、代償財産に関する判例法理(⑩

⑪判決)との整合性が問題となる。すなわち、⑩判決によれば、相続開始後の代償財産は当然分割帰属し、遺産分割の対象とならないと解されている。しかし、従来の判例は、共同相続人全員の合意の下で相続財産を処分した事案での判断であり、それ

以外の事案(例えば、本件のように相続人の処分行為が介在しない事案)には射程が及んでいないとみることもできる(高木多喜男「代償財産の遺産への帰属」別冊判タ八号(一九八〇)三三三頁)。

このような理解を前提とすれば、元本償還金請求権および収益分配金請求権の当然分割帰属性を否定したとしても、従来の判例法理と抵触することはない(水野・後掲一一一頁は、「本判決は代償財産が遺産分割の対象となることを肯定した判決としての意義も有する」と指摘する)。

あるいは第三に、金銭の共同相続に関する判例法理(⑬判決)を応用する方法が挙げられる(山下(純)・前掲①五二頁以下)。

⑬判決によれば、相続時に当然分割帰属とならない相続財産(投

信受益権)については、その後金銭債権に転化したとしても、当然分割することはないと解される。このような理解は、第一審および原審でも示されている(⑬判決の原審である東京高判昭和六三年二月二日判時一三〇七号一四頁を参照する)。

以上の点を踏まえると、本判決の結論は、第二又は第三の方法により根拠づける方が、従来の判例法理との関係でも説得的に説明できたのではなからうか。

(3) 預り金債権の当然分割帰属性

最後に、預り金債権については、投信受益権の内容を構成する権利に含まれていない点を踏まえると、二月判決の射程は預り金債権には及ばないと解される(本判決の匿名コメント・前掲一〇六頁も、本件の預り金債権が「消費寄託契約に基づく」ものであると解している)。

もつとも、預り金債権は、当然分割帰属しないと解される元本償還金請求権・収益分配金請求権を原質とするものであり、元本償還金請求権等の性質が預り金債権にも引き継がれると解する余地はありうる(長・後掲九三頁)。とりわけ、本件では、被相続人A名義の保管口座に入金されており、そのような状況では、当該金銭の特定性は維持されていることから、元本償還

金等に遡ることができ、これらの権利の性質を預り金債権に認めることは可能であろう。本判決の評釈の多くも、法律構成は一樣ではないが、結論として同旨説いている（例えば、(a) 信受益権を構成する元本償還金・収益分配金の交付を受ける権利が本件では預り金債権となっており、元本償還金・収益分配金の交付を受ける権利は預り金債権そのものであると理解する見解（宮本・後掲四五頁）、(b) 預り金債権が本件信受益権の代償財産であると理解する見解（水野・後掲一一〇頁。原審判決も「本件投資信託が満期償還によって転化した預り金債権についても、本件投資信託に代わる言わゆる代償財産として、当該遺産分割となるものと解するのが相当である。」と述べる）、(c) 金銭に関する判例法理（⑬判決）を拡張することにより、相続開始後の形態の変更は相続財産の性質に影響しないと解する見解（山下（純）・前掲①三五頁以下）、(d) 預り金債権が預金の原資にまで遡って、受益権の内容を構成する権利により取得されたと特定できるかたちで保管されていることを重視する見解（原・前掲八八頁 など）。それゆえに、本件の問題は、(2)の点の判断に帰着することになるであろう。

五 本判決の射程

最後に、本判決の射程を検討することにした。ここでは三つの点について検討する。

第一に、元本償還金請求権や収益分配金請求権が相続開始後に発生した事案を対象とする本判決の射程は、それらが相続開始前に発生した事案に及ぶか。この点は、さらに上記請求権が〔1〕相続開始前に発生しているが、販売会社から受益者の口座に入金される前に相続が開始した場合、〔2〕相続開始前に発生し、販売会社から受益者の口座に入金され、預り金債権になった後、相続が開始した場合、〔3〕相続開始前に発生し、販売会社から受益者に現実に支払われた後、相続が開始した場合に分けて見ていくこととする。このうち〔3〕については、本判決の射程外であることは言うまでもない（潮見・後掲五八頁は金銭に関する判例法理（⑬判決）により対応されるべき場面であると指摘する）。これに対し、〔1〕については、元本償還金等の交付を受ける権利が受益権と同様に扱われる本判決の立場によれば、当然には分割されないといえる（宮本・後掲四七頁、山下（眞）・後掲五頁（ただし、厳密には、〔1〕の後、入金された場合の預り金債権について）。他方で〔2〕については、相続開始時には、すでに通常の預金となっているので、当然分割の可能性があり、相続開始の前後で預り金の取扱いに差異が生じる可能性がある（山下（眞）・後掲五頁、藤原（彰）・後掲五頁。なお、潮見・後掲五六頁は、上記の不自然さを従来の可分債権の判例法理の捉え方に対す

る警鐘となり得るものと指摘する)。本件一番および原審判決では、相続開始時を基準として、この点を判断しているようだが、同時に投信受益権の特殊性との摺り合わせで、こうした区分を支えることの可否が問題となるであろう。

第二に、元本償還金請求権等が販売会社の受益者(被相続人)口座に入金された事実を對象とする本判決の射程は、販売会社以外の被相続人名義の口座(例えば、銀行の預金口座等)に入金された事実及ぶか。この点は、保管状況が異なる場合には、法的性質が異なることもありうることが指摘されている(長・後掲九三頁)。本件では被相続人名義の保管口座に入金されたために、元本償還金請求権等の性質を預り金債権に引き継がせることが比較的容易であったと考えられる。それゆえに、被相続人の通常の預金口座に入金され、他の金銭と混和した場合には、英米法にみられる価値追及(tracing)の発想が弱いわが国では、通常の預金債権と同様に扱われることになる。

第三に、解約実行請求権の行使についてはどうなるか。本件では満期により元本償還金が自動的に支払われ、預り金債権の払い戻しが事実上、満期により元本償還金が解約実行請求権の行使と同等の意味を持っている。それゆえに、本判決の理解からすると、本事実以上に強い理由で、相続人の一人が単独で満

期前の解約実行請求を行使することはできないと解される(なお、この点で、田中亘「判批(二月判決)」「民法判例百選Ⅲ親族・相続」(二〇一五)一三五頁参照)。

*本判決の評釈・解説として、宮本誠子・民商一五一卷二号(二〇一四)四二頁、山下真弘・金判一四七七号(二〇一五)二頁、水野貴弘・『民事判例XI』(日本評論社、二〇一五)一〇八頁、小川恵・同法六七卷六号(二〇一五)一九一頁、潮見佳男・金法、二〇二五号(二〇一五)五五頁、長秀之・NBL一〇五四号(二〇一五)九二頁、松尾弘・法七二七号(二〇一五)一一八頁、藤原彰吾・金法二〇二二号(二〇一五)四頁、浅井弘章・銀法七八二号(二〇一五)六四頁、前田陽一・判セレ二〇一五一(法教四二五号別冊)(二〇一六)二二頁、青木則幸・判評六八四号七頁(判時二七七号一九三頁)(二〇一六)、平田厚・リマックス五二号(二〇一六)七〇頁がある。

また、校正の段階で、原恵美・新判例解説Watch一八号(二〇一六)七五頁、岩藤美智子・平成二七年度重判解(ジュリ一四九二号)(二〇一六)八三頁に接した。